

同居家族に対する訪問介護に係る部分の改正案等について（答申書 / 諮問書）

平成11年9月20日

医療保険福祉審議会老人保健福祉部会長、
医療保険福祉審議会介護給付費部会長

答 申 書

平成11年8月23日厚生省発老第77号をもって諮問のあった、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）の一部改正については、基本的にはやむを得ないものとする。

また、同居家族に対する訪問介護の取扱いについては、介護保険法施行後一定期間を経過した段階で、基準該当サービスとしての実施状況等を踏まえ、実施地域のあり方や勤務時間に関する要件等を含め、検討を加えるべきである。

なお、主な個別の事項に関する両部会の考え方、及び審議過程で出された主な意見等は次の通りであるので、

その内容に応じ、適切な対応を図られたい。

- 1 同居家族に対する訪問介護に係る部分の改正案について
(1) 同居家族に対する訪問介護は、指定訪問介護事業者による訪問介護だけでは必要なサービス見込みを確保することが困難と市町村長が認めた地域において実施されるものであり、市町村はその運用に際して次に掲げる点に留意するとともに、当該地域における指定訪問介護の確保に引き続き努めるべきである。

諮 問 書

厚生省発老第77号

平成11年8月23日

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）の一部を別添要綱のとおり改正することについて、介護保険法（平成9年

法律第123号）第8条、第74条第3項並びに介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第14条及び第15条の規定に基づき、貴会の意見を求めます。

（別添） -

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令案要綱

1. 同居家族に対する訪問介護に係る部分の改正案

訪問介護に係る基準該当居宅サービスに関する基準のうち同居家族に対するサービス提供の禁止規定について、以下のとおり改正すること。

(1) 基準該当居宅サービスに該当する訪問介護の事業を行う者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する訪問介護の提供をさせてはならない。ただし、同居の家族である利用者に対する訪問介護が次のいずれにも該当する場合には、この限りでない。

- 一 当該訪問介護の提供を受ける者が、離島、山間のへき地その他の地域であって、指定訪問介護のみによっては必要な訪問介護の見込量を確保することが困難であると市町村が認める地域に住所を有する場合
- 二 当該訪問介護が、居宅介護支援事業者の作成する介護サービス計画に基づいて提供される場合
- 三 当該訪問介護が、当該基準該当訪問介護事業所のサービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供

される場合

四 当該訪問介護が、入浴、排せつ、食事等の介護をその主たる内容とする場合

五 当該訪問介護を担当する訪問介護員等がその同居の家族である利用者に対する訪問介護に従事する時間の合計が、当該訪問介護員等が訪問介護に従事する時間の合計のおおむね2分の1に相当する時間を超えない場合

(2) 基準該当訪問介護事業者は、(1)のただし書の規定に基づき、訪問介護員等にその同居の家族である利用者に対する基準該当訪問介護の提供をさせる場合において、利用者の意向や訪問介護計画の実施状況等からみて、当該基準該当訪問介護が適切に提供されていないと認めるときは、当該訪問介護員等に対し適切な指導を行う等の必要な措置を講じなければならない。

2. 基準該当短期入所生活介護に係る部分の改正案

短期入所生活介護について、以下のとおり「基準該当居宅サービスに関する基準」を追加すること。

(1) 従業者の員数

- 医師1人以上（嘱託可）
- 生活相談員1人以上
- 介護職員又は看護職員 利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上
- 栄養士
1人以上。ただし、他の社会福祉施設等との連携を図ることができる場合は、配慮しなくても可
- 機能訓練指導員
日常生活上の機首矧一議を行う能力を有する者を1人以上（兼務可）
- 調理員、その他の従事者
当該基準該当短期入所事業所の実情に応じた適当数

(2) 利用定員等

20人未満とし、専用の居室を設けること

(3) 設備及び備品等

指定通所介護事業所又は社会福祉施設（以下「指定通所介護事業所等」という。）に併設しているものであること

居室、食堂、機能訓練室、浴室、便所、洗面所、静養室、面接室、介護職員室その他必要な設備を設けること。ただし、併設の指定通所介護事業所等の施設を

利用することにより効率的運営が可能であり、当該基準該当短期入所生活介護の利用者及び当該指定通所介護等の利用者の処遇に支障がない場合には、居室を除き兼用可

居室

イ 居室床面積 利用者1人当たり10.65㎡以上

ロ 居室定員 4人以下

法施行の際現に老人福祉法の規定に基づく事業を行っている事業所については、これらの基準を適用しない。

法施行の際現に老人福祉法の規定に基づく事業に相当する事業を行っている事業所であって、基準該当短期入所生活介護の提供に支障がないと市町村が認めるものについては、これらの基準を適用しない。

ハ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等に十分考慮すること

食堂及び機能訓練室

イ 食堂と機能訓練室を合計した面積が利用者1人当たり3㎡以上であること

法施行の際現に老人福祉法の規定に基づく事業を行っている事業所については、これらの基準を適用しない。

法施行の際現に老人福祉法の規定に基づく事業に相当する事業を行っている事業所であって、基準該当短期入所生活介護の提供に支障がないと市町村が認めるものについては、これらの基準を適用しない

ロ 食堂と機能訓練室は兼用可

ただし、サービスを提供する際には所定の面積を占有可能であること

浴室

身体の不自由な方に適したもの

便所

身体の不自由な方に適したもの

洗面所

身体の不自由な方に適したもの

その他

イ 車いすでの通行が可能な廊下幅であること

ロ 建築基準法及び消防法を遵守していること

(4) 併設の指定通所介護事業所等との連携

基準該当短期入所生活介護は、常に併設の指定通所介護事業所等とのサービス提供に際しての連携体制を確保しておかなければならない。

(5) その他

上記以外の事項については、指定短期入所生活介護の基準を準用する。

(参考)

訪問介護の供給率について

訪問介護について、利用希望に対してどの程度供給可能か（供給率）を、現時点での各市町村のデータを暫定的に試算したところ次の通り。

○ 全市町村平均で約83%

供給率別の市町村割合で見ると、

- ・ 75%未満の市町村割合 約30%
- ・ 50%未満の市町村割合 約13%